

デジタルスタンプラリー等を活用した交際継続支援事業の業務委託に係る企画提案募集要領

この要領は、「デジタルスタンプラリー等を活用した交際継続支援事業」の企画運営業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本企画提案募集は、愛媛県の令和8年度当初予算の成立を前提に準備行為として実施されるものであり、地域少子化対策重点推進交付金を財源の一部としているため、その交付決定がなされなかった場合又は減額された場合や、県の予算が原案どおり成立しなかった場合は、業務内容の変更や業務実施そのものを中止する等の措置を講じることがある。

1 業務の目的

県ではこれまで、えひめ結婚支援センターや仮想空間を活用した婚活イベント、趣味や関心事を通じた気軽な出会いイベントなど交流機会の提供に取り組んできたが、イベントでカップルになったにも関わらず、「どのようなデートを提案してよいかわからない」「デートにふさわしい場所がわかならない」「知り合いに相談するのは恥ずかしい」といった理由で、交際に発展しない、関係が継続しないという課題がある。そこで、県内の飲食店やレジャー施設を巡る魅力的なデートコースを創出・提案し、それらで利用できるクーポンやスタンプラリー機能などを搭載したプラットフォームを構築することで、交際の継続から結婚までをサポートする。

2 委託事業の概要

- (1) 委託事業名 デジタルスタンプラリー等を活用した交際継続支援事業
(2) 業務 内 容 別添「デジタルスタンプラリー等を活用した交際継続支援事業委託業務仕様書」のとおり
(3) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日(水)まで
(4) 契 約 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約
(5) 提案限度額 **7,947,500円**（消費税及び地方消費税を含む。）
※提案限度額を超える提案については、無効とする。
(6) 委託料の支払い 委託料の支払いは、契約時に愛媛県と受託者が協議の上、決定する。

3 参加資格

本実施要領の公示日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者又は法人格を有している者の複数の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
(2) 愛媛県内に本社、支社、営業所等の活動の拠点を有すること。
(3) 愛媛県知事の審査を受け、令和5～7年度又は令和8～10年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

ではないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者等でないこと。
- (7) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (10) プライバシーマーク、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はこれらと同等の個人情報保護に関する体制が整備されていると認められること。
- (11) 過去3年間に国や地方自治体等が発注する類似・関連事業の委託実績を有していること。
- (12) コンソーシアムでの応募の場合、代表者は上記（1）及び（3）から（11）に定める全ての要件を満たし、構成員は上記（4）から（10）に定める要件を満たしていること。代表者または構成員のいずれかが上記（2）を満たしていること。
 - ・コンソーシアムの適切な名称を設定すること。
 - ・参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加表明書の提出後に代表事業者を変更し、又は参加事業者の全部若しくは一部を変更すること（特定の参加事業者を除外し、又は新たな参加事業者を追加する場合を含む。）は原則として認めない。
 - ・ほかの単独又はコンソーシアムで参加する事業者を参加事業者に含まないこと。

4 スケジュール

項目	日 程
公募・質問受付開始	令和8年2月13日（金）から
参加申込書・質問受付期限	令和8年2月24日（火）まで
企画提案書提出期限	令和8年3月16日（月）必着
書類審査（一次審査）結果の通知	令和8年3月24日（火）までに
プレゼンテーション審査	令和8年3月26日（木）午前中
審査結果の通知	令和8年3月下旬

5 募集要領等の配布

- (1) 配布期間 令和8年2月13日(金)から令和8年2月24日(火)まで
- (2) 配布場所 愛媛県 企画振興部 政策企画局
少子化対策・男女参画課 少子化対策推進グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
電話番号 089-912-2413
- (3) 配布方法 • 配布場所で直接受け取る。
(9時～17時(土日、祝日を除く。))
• 愛媛県ホームページからダウンロードする。
<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/134254.html>

6 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおりプロポーザル参加申込書(様式1、コンソーシアムの場合はC様式1及び2)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年2月24日(火)17時まで(必着)
(持参する場合の受付時間：平日の9時から17時まで)
- (2) 提出場所 愛媛県 企画振興部 政策企画局
少子化対策・男女参画課 少子化対策推進グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2
- (3) 提出方法 次の(ア)又は(イ)により、上記の提出期限必着にて提出すること。
- (ア) 持参又は郵送
• 郵送の場合は書留必着とすること。
- (イ) 電子メール
• 押印を省略する場合は、別紙「参加申込書」(様式1、コンソーシアムの場合はC様式1)に記載する方法に従い、電子メールにより提出すること。
• コンソーシアムの場合、C様式2についてはメールでの提出は可とするが、代表者及び構成員各社の代表者印の省略は不可とする。
• 電子メールによる提出の場合は、タイトルを「デジタルスタンプラー等を活用した交際継続支援事業の業務プロポーザル参加申込(業者名)」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。
E-mail : shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp
※メールで送信した旨、当課まで電話連絡(089-912-2413)すること。
- (4) その他
• えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)を希望する場合は、上記の提出期限必着にて、電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を次のメールアドレスへ提出すること。
E-mail : shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp
• 応募表明後、辞退する場合は企画提案辞退届(様式3、コンソーシアムの場合はC様式4)を提出すること。

7 募集要領に関する質問・回答・公表

企画提案の募集にあたり、質問事項がある場合は、質問書（様式2、コンソーシアムの場合はC様式3）を電子メールにより提出すること。電話・FAX等による質問は受け付けないものとする。

また、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けないものとする。

- (1) 受付期限 令和8年2月24日(火)17時まで
- (2) 質問の提出方法 メールのタイトルを「デジタルスタンプラー等を活用した交際継続支援事業の業務委託に係る質問書（業者名）」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。
 - ・E-mail : shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp

※メールで送信した旨、当課まで電話連絡（089-912-2413）すること。
- (3) 質問に対する回答は、順次愛媛県公式ホームページにて公表するとともに、参加申込者全員へ電子メールにて送付する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、質問の趣旨について、質問者へ問い合わせを行うことがある。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年3月16日(月)17時まで（必着）
(持参する場合の受付時間：平日の9時から17時まで)
 - (2) 提出書類 単独事業者の場合…下記11-1 提出書類の5～9を提出すること
コンソーシアムの場合…下記11-2 提出書類のC7～C11を提出すること
 - (3) 提出部数 持参又は郵送の場合…各4部（正本1部・副本3部）
電子メールの場合…紙媒体による提出は要しない
 - (4) 提出場所 愛媛県 企画振興部 政策企画局
少子化対策・男女参画課 少子化対策推進グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2
 - (5) 提出方法 次の(ア)又は(イ)により、上記の提出期限必着にて提出すること。
 - (ア) 持参又は郵送
 - ・郵送の場合は書留必着とすること。
 - (イ) 電子メール
 - ・押印を省略する場合は、別紙「企画提案提出書」（様式4、コンソーシアムの場合はC様式5）に記載する方法に従い、電子メールにより提出すること。
 - ・電子メールによる提出の場合は、タイトルを「デジタルスタンプラー等を活用した交際継続支援事業の業務委託に係る企画提案提出書（業者名）」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。
- E-mail : shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp
※メールで送信した旨、当課まで電話連絡（089-912-2413）すること。

9 評価基準

別添「デジタルスタンプラー等を活用した交際継続支援事業の業務委託に係る企画提案書審査基準」のとおり。

なお、企画提案書の提出期限までにひめボス宣言事業所認証制度としての認証を受けている者及びパートナーシップ構築宣言を行い、公式ポータルサイトで宣言文を公表している者はそれぞれ加点措置を行う。ただし、コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員各社のすべてが認証又は宣言・公表を行っている場合のみ加点対象とする。

<えひめ ひめボスポータルサイト>

<https://himeboss.jp/>

<パートナーシップ構築宣言公式ポータルサイト>

<https://www.biz-partnership.jp/>

10 選定方法

(1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 愛媛県が別に定める審査員により審査を行う。

企画提案書審査基準に基づき、企画提案書等により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

(ア) 一次審査（書類審査）について

応募者多数の場合は選定審査会による書類審査を行う。選定結果及びプレゼンテーション審査の具体的な時間については、令和8年3月24日（火）までに連絡を行う。

(イ) プrezentation審査について

①一次審査を通過した事業者に対して、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を次のとおり実施する。

- ・ 日時 令和8年3月26日（木）午前中（予定）
- ・ 会場 愛媛県男女共同参画センター 3F 研修室
(〒791-8014 愛媛県松山市山越町450)

②プレゼンテーション（1応募者あたり）の配分時間の目安は以下のとおりとする。

- ・ 準備・・・5分
- ・ 説明・・・15分
- ・ 質疑応答・・・10分程度

③注意事項

- ・ 説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションでの新たな資料提出や配布は認めない。
- ・ プrezentation用に資料や動画等を使用する場合も、提出期限までに提出すること。
- ・ 各参加者の開始時間は、後日通知する。
- ・ プrezentation参加人数は、1提案者あたり3名までとする。
- ・ プロジェクター及びスクリーン、パソコンは県（少子化対策・男女参画課）で

用意する。他に必要な機材は、提案者が用意するとともに、事前に県まで連絡すること。

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できない。
- ・指定時間に10分以上遅れた場合は、審査対象としない。
- ・指定時間に遅刻（10分未満）した参加者のプレゼンテーションの所要時間の延長は認めない。
- ・審査に当たり、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。
(期間) プrezentation審査の前日まで
(方法) 参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
- ・審査会は非公開とする。

(3) 最も優れた提案として評価した上位1者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次点の提案として評価した者から順に交渉を行う。

(4) 審査の結果、1位とした審査員数の多かった者を優先交渉権者とする。ただし、1位とした審査員数が同数である場合は、各審査員の合計点を合計した点数が最も高い者を優先交渉権者とする。

(5) 参加者が1者だった場合は、プレゼンテーションを省略し、書面のみの審査がある。最低水準点を設けた区分において各審査員の評価点の平均が最低水準点以上を満たすとともに、各審査員の合計点の平均が6割以上であれば優先交渉権者として特定する。

なお、最低水準点及び合計点の基準を満たすものがない場合は、再度公募する。

(6) 審査結果の通知及び公表

受託候補者決定後、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、愛媛県ホームページにて本プロポーザル参加者数及び受託候補者の名称等を公表する。なお、審査結果に係る質問や異議申し立ては受け付けない。

11-1 提出書類（単独事業者の場合）

「6 参加申込書の提出」、「8 企画提案書等の提出」の要領に従って、次の書類を提出すること。

書類番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加申込書（様式1）	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑は代表者印を押印すること。 メールで提出する場合、代表者印は省略可能。本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること）
2	電子契約同意書兼メールアドレス確認書	電子契約を希望する場合は、参加申込書受付期間終了までに電子メール(shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp)にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
3	質問書（様式2）	メールで提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること）
4	辞退届（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑は代表者印を押印すること。 メールで提出する場合、代表者印は省略可能。本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること）
5	企画提案提出書（様式4）	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑は代表者印を押印すること。 メールで提出する場合、代表者印は省略可能。本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること）
6	企画提案書（参考様式1）	<ul style="list-style-type: none"> 表紙に「デジタルスタンプラー等を活用した交際継続支援事業」と記載し、社名等を記入すること。 <u>企画提案書審査基準の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。</u> ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合

		<p>の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県と受託事業者との役割分担を明確にすること。 ・枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。 ・紙媒体により提出する場合、A4サイズ冊子（A3混じりも可）・カラーとすること。
7	会社概要（参考様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、<u>類似業務実績等</u>を記入すること。 ・ひめボス宣言事業所認証を受けている場合は、証書の写しを添付すること。 ・パートナーシップ構築宣言を行っている場合は、宣言書の写しを添付すること。
8	業務執行体制	スケジュールを把握できるように事業計画も示すこと。
9	見積書（参考様式3）	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。 ・<u>見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費</u>とし、<u>内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載</u>すること。 ・<u>見積額は、「2（5）提案限度額」に定める額以内となるよう計上</u>すること。

11-2 提出書類（コンソーシアムの場合）

「6 参加申込書の提出」、「8 企画提案書等の提出」の要領に従って、次の書類を提出すること。

書類番号	提出書類名	提出上の注意
C 1	参加申込書（C様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムの代表事業者が記載・申請すること。 ・印鑑は代表者印を押印すること。 ・メールで提出する場合、代表者印は省略可能。本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること）
C 2	電子契約同意書兼メールアドレス確認書	電子契約を希望する場合は、参加申込書受付期間終了までに電子メール（shoushikadanco@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
C 3	コンソーシアム参加事業者表（C様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての参加事業者の代表者印を押印すること。なお、コンソーシアムを構成する各メンバーを「参加事業者」と定義し、また、その中の代表者を「代表事業者」、そして代表事業者以外の事業者を「構成事業者」と定義する。 ・メールでの提出は可とするが、代表者印の省略は不可とする。 ・メールで提出する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること）
C 4	コンソーシアム協定書の写し	・代表事業者及び必要事項を定めたコンソーシアム協定書を締結し、その写しを提出すること。
C 5	質問書（C様式3）	メールで提出すること。（メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること）
C 6	辞退届（C様式4）	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑は代表者印を押印すること。 ・メールで提出する場合、代表者印は省略可能。本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提

		出すこと。(メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること)
C 7	企画提案提出書（C様式5）	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑は代表者印を押印すること。 メールで提出する場合、代表者印は省略可能。本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、県の担当者及び県・申込者の担当者双方の上席者を宛先として提出すること。(メールで送信した旨、当課まで電話連絡すること)
C 8	企画提案書（参考様式1）	<ul style="list-style-type: none"> 代表事業者が提出すること。 表紙に「スタンプラー等を活用した交際継続支援事業」と記載し、社名等を記入すること。 <u>企画提案書審査基準の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。</u> ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。 愛媛県と受託事業者との役割分担を明確にすること。 枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。 紙媒体により提出する場合、A4サイズ冊子（A3混じりも可）・カラーとすること。
C 9	会社概要（参考様式2）	<ul style="list-style-type: none"> すべての参加事業者が提出すること。 会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、<u>類似業務実績</u>等を記入すること。 ひめボス宣言事業所認証を受けている場合は、証書の写しを添付すること。 パートナーシップ構築宣言を行っている場合は、宣言書の写しを添付すること。
C 10	業務執行体制	スケジュールを把握できるように事業計画も示すこと。
C 11	見積書（参考様式3）	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。 <u>見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ</u>

	<p><u>詳細に記載すること。</u> • <u>見積額は、「2（5）提案限度額」に定める額以内となるよう計上すること。</u></p>
--	--

12 失格事項

- 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (2) 募集要領に違反した場合
 - (3) 公正を欠いた行為があったとして選定審査会が認めた場合
 - (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定審査会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
 - (5) 正当な理由なく提案書等の内容に関する質疑に応じなかつた場合
 - (6) 最低水準点を設けた項目において、各審査員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
 - (7) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

13 契約

- (1) 契約の締結

審査の結果、最も優れた提案として評価した受託候補者と提出された提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等に合わせて一部変更する場合がある。

また、受託候補者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。
- (3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。
- (4) 守秘義務

業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 知的財産権の取扱い

事業の実施により生じた著作権等の知的財産権は、原則として県に帰属するものとする。
- (6) 電子契約について

契約書は書面によるほか、電子契約が可能である。電子契約を希望する場合は、参加申込書受付期間終了までに電子メール（shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

14 公正なプロポーザルの確保

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、受託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不審な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

15 個人情報の取扱い

- (1) 本事業を実施する者には、本事業の実施に関し保有する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条及び第 67 条の規定を遵守すること。
- (2) 上記掲載法令のほか業務を遂行する上で関連する法令がある場合には、それらを遵守すること。

16 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定審査会からの要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 採用された提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については愛媛県が定める。

17 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4-4-2

愛媛県 企画振興部 少子化対策・男女参画課 少子化対策推進グループ

T E L : 089-912-2413

E-mail : shoushikadanco@pref.ehime.lg.jp